

## 第 7 5 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の  
一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

- 1 1 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 6 月 3 0 日までに支給されるべき市長の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 特別職の職員のうち市長の平成29年4月1日から平成29年6月30日までに支給されるべき給料月額を、次のとおり改正すること。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	985,000円	492,500円 (△492,500円)	現行支給額から10分の5を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。